

不幸な社会現象であるというように、
合においては、いすれに責任があると
いう法律上の厳格な意味は知りません

國務大臣
労働大臣 加藤 勘十郎

昭和二十三年八月二十三日印刷

昭和二十三年八月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

第八部

第二回参議院労働委員会会議録第十二号

(三六三)

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)午
前十時三十五分開会

○労働者災害補償保険法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原虎一君) 只今から労働委
員会を開会いたします。本日は労働者
災害補償保険法の一部を改正する法律
案を議題といたします。御質疑がある
方は質問を願います。それにつきまし
て特に質問をしたいという御希望で、
田中議員が出席されております。田中
議員の発言を許すことにいたします。

○委員外議員(田中利雄君) 労働者災
害補償保険法の一部を改正する法律案
の審議中のところ、委員以外の発言を
許されたことに對しまして厚く御礼を
申し上げます。

この法律案と直接關係を持つておる
ところの被保険者たる鉱山労働者であ
ります。即ち坑内に入る坑外夫及び坑内
に入る職員、職業病と言われている肺
病についてお伺いしたいと思つておる
です。鉱山では普通一般に言い顧られ
ておるところの「よろけ」病に對して、
政府の施策なり、対策なりを加藤労働
大臣にお尋ねしたいのであります。私
は鉱山労働者の肺病については、深刻
な悲しみを感ぜられておる者でありま
す。従いまして鉱山の肺病について
は、その予防並びに施策に關し、最大
の関心を持つて見守つておる者であり
ます。鉱山労働者の肺病が、國際的問題
として扱われたのは、一九二九年のロ

ンン會議のことからであつたと思つて
おります。一九三四年、キハネスブル
グ會議で肺病賠償問題が正式に決定さ
れまして、我が國においてもこの會議
の決定に賛成し、肺病を職業病として
届出で、扶助しなければならぬという
ので、昭和五年六月、内務省規定がで
きた次第であります。この内務省規定
ができるまでの長年月というものは、
鉱山労働者の肺病患者は、文字通り無
慈悲な状態において取扱われてきたの
であります。又これができてから今日
に至るまで、鉱山労働者の肺病に對し
ての予防なり、施策なり、施設なり、
そういう対策は極めて消極的であるよ
うに承知しているものであります。坑
夫の唄う鉄鎗の中に「坑夫六年、ふ
き八年、鑛ばかりが五十年」という歌
がありますが、勿論この歌は宿命的な
「よろけ」病に對するやるせない氣持を
現わしておるものと思つておるであ
ります。昭和二十二年十月、現在の鉱山
労働者は十萬六千と推定されておるま
す。全鉱山の肺病及肺結核患者總數
は五十六百名と言われているのであり
ます。その中二期以上の肺病及肺結核
患者は千八百と言われているのであり
ます。明治の末年頃までは、坑内切羽
の掘進が、手労働による手掘り作業であ
つたのでありますが、今日鑛岩機が使
用されて機械化されております。従つ
て肺病の発生は手掘り時代よりも夥し
く多くなつて來てゐるというのが事實
であります。日本の経済再建の基礎産
業である鉱山が、生産振興に邁進しよ

うとしておるとき、どこも鉱山も坑夫
の不足を告げておるのであります。そ
れは肺病に罹る最悪の労働條件が解決
してないからであります。従つて生産
増加の場合に至りますならば、この
肺病は大きな生産障礙となつて現われ
て來ることが明らかになつておると思
ふのであります。日本経済再建のため
にも、生産増加のためにも、「よろけ」
にならない労働條件、即ち安全、健
康、快適な作業環境が地下に実現しな
ければならぬと信じておる者であり
ます。先に切羽の掘進が手掘りに代つ
て、鑛岩機に機械化されたことと述べま
した。今日全國の鉱山は大部分が乾式
鑛岩機の使用の現状であります。た
だ、この乾式鑛岩機では鑛岩粉の塵がた
る粉塵を発生し、これを呼吸するため
に少肺患者が、先程申し上げましたよ
うに、五十六百名を出しているという大
第であります。鑛岩機を操作し、切羽
を掘進しておる労働状況を申し上げます
ならば、大体今使つておるところ
の鑛岩機は、標準型と申しますれば、
大体重量にして十八キロであります。
毎分九百二十回の打撃数を以て、毎
分花崗岩の場合には二百六十ミリの掘進
するといふものでありますから、その
重労働に坑夫の呼吸は極めて激しく、
鑛岩粉を肺内に夥しく吸入すること
になつておるのであります。更にハッ
パをかけた場合には、沈下していた岩
粉までが爆風に煽られて、高濃度のい
る状態でありまして、切羽掘進に

も、生産増加に必要とする鑛岩機は、
本來は坑夫の労働負担を軽くして、粉
塵の害から坑夫を守り、生産性向上の
義務を持つ、坑夫の労働意欲を振起せ
しめる性能を持つものでなければなら
ないのであります。そのためには、今
日急速に、在來から使用されておる
乾式鑛岩機を、國家の補償によつ
て、これを濕式鑛岩機に轉換せしめな
ければならぬと思つておる者であります。
この点についてお伺いいたします。従
つてこれに隨伴して、ゴムホースとか、
パイプ、タンクの確保は勿論のこと
であります。また、マスクの製作等も、肺
子防の粉塵処理の機械的対策として、
これだけでも打たなければならぬ手
ではないかと思つておる者であります。鉱山
労働者の肺病を、今日のように一般業
務上の疾病と同様、労働者災害補償保
險法によつて措置することが、適當で
あるかどうかというところは、十分検討
されなければならぬと思つておる者
であります。現行労働者災害補償保險法に基
づき、給付を見ますれば、給付年限は最長三
ヶ年となつております。それ以上は打
切補償で、平均賃金の千日分というふ
うに処置しておるのであります。肺
病労働者はこの打切補償を受取る頃
は、葬式料の前渡金を貰うような悲し
い恰好に往々なつておるのでありま
す。従いまして、鉱山労働者の肺病
は、特別法を以て処理されることが必
要であると信じておる者であります。その
理由は、鉱山の肺病は地下労働という
悪い條件に加えて、その肺病の発生、

その病狀の進行並びにその犠牲の深刻
なることは、他のすべての業務上の疾
病と類を異にしているというのであり
ます。肺病の特殊性が、特別法制定を
必要とすることを今日痛感しておるの
であります。本問題の解決は、経営者
の経営内の問題として任しておること
だつたら、百年河清を待つと同様の狀
態であります。でありますから、國家
の大きな支援が、鉱山労働者の保護
と、それから肺病労働者の生活安定の
保障に向つて大幅に発動しなければなら
ないと思つておる者であります。

以上述べまして、鉱山労働者の肺病
に對して、加藤労働大臣の御所見を伺
い、併せて全日本鉱山労働者の納得の
できるような御答弁を願えれば幸いと
思つておる者であります。

○國務大臣(加藤勘十郎) 只今金屬
山労働者の肺病の問題について御切
な御質問を承りました。この問題
につきましましては、今お示しの通り、
山、殊に金屬労働者にとつては、生命
に關する重要な問題でありまして、今
日までこれが対策が全く怠慢というよ
うことは、非常に残念なことでありま
す。御意見の通り、すでに國際労働會
議においても決定され、日本もこれに
承認を與えておるのにも拘わらず、実
際の施設として全く見るべきものがな
かつた。これは一つには労働者の力が
非常に弱かつたということもありま
す。又金屬鉱山の経営者が、この問
題に對する古い觀念に囚われて、労働

第八部 労働委員会會議録第十二号 昭和二十三年六月二十四日【参議院】

者というものが、いつでも補充ができればという考えから、これに対する施設が全く見るべきものなくして今日に至つたことと云うのであります。併しながら戦後の労働者の基本的な権利の擁護と、更に労働者の生活水準の向上ということが、一般論として具体的に現れるに至りました以上は、当然金剛山における労働者の「よるけ」病、即ち肺結核の問題につきましても、これに対して切実な施設が行われなければならないことは当然の理でありまして、殊に戦後結核が甚だした労働組合の熱心な主張と、経営者側のこの問題に対する労働組合への同調と相俟ちまして、非常な熱心な運動が展開されたわけであります。政府におきまして、もとよりこうした問題については、今日まで何ら施設がなかつたという事は甚だ心外に思つておつた点でありますから、こうした経営者と労働組合と一体となつての切実な要求に対しては、全幅の同感を表しまして、大蔵当局に対してもこれが施設に要する経費を極力折衝しました結果、今日の非常な財政上困難な事態でありましたが、問題の性質に鑑みまして、非常に不満足ではありましたが、今日差迫つて行わなければならない施設に要する経費を取ることができまして、漸く初めて具体的な肺結核対策としての諸施設の施設を行うことが、今年度の予算が通過しますれば、できることになつたわけであります。今日まで何ら施設が見るべきものというよりも、殆どなかつたという状態に比べますれば、甚だの対策としては殆ど飛躍的な施設を見るようになるという事を申し上げることができるところであります。

りまして、只今お示しのように、肺結核の一番大きな原因である坑内塵埃機の使用の問題につきましても、又予防の問題につきましても、又不幸にして病氣に罹られた諸君の診療の問題にしましても、これらの問題については、今の経費によりまして施設を見ますれば、直ちに最も有効に、実際に効果を現わすような方法で研究もし、施設も行なつて行きたい、こういうふうに考へております。鑛山機械の問題等につきましても、特殊な機械の技術的な研究等も、アメリカから機械についての研究を取寄せていたしたり、或いは予防の問題についても、簡便にして作業に不快なり、或いは苦痛なりを與えないような予防の方法を考えたり、更に外的施設としては、或いは労働者諸君に休養の施設を與えようとか、不幸にして罹られた諸君には、二期、三期を先進する以前に、できるだけ早期に診断をして、早期治療を行うように施設をして行きたい、こういうふうに考へておられます。幸いに労災保険の方からの予算もありましたので、両方合せますと、千七百万円程の予算が出ておりますから、この予算を最も効果的に、定められた研究項目に従つて施設をいたしまして、労働者諸君の今日まで見たような不幸を取除くことにしたい、こういうふうに考へております。

○委員長(原虎一君) 田中議員もいいます。……その外に御質問はございせんか。質問は打切りまして宜しうございせんか。

○山田節男君 遅れて参りました。質問が重複するかも知れませんが、この労災法の実際の適用部分におきまして、殊にこの公傷と、それからその場合の取扱ひについて、健康保険と非常に重複しておるのです。この点について労災保険の取扱ひ方において、健康保険の面とどのくらいダブつておるか、こういう点が分つておれば御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(加藤勤十君) 御承知のように、労災保険はもう純粹に業務上の災害にだけ適用するものであります。健康保険はこの点については範圍が違つてあります。この兩者の間の重複關係はないのであります。

○山田節男君 實際問題として、健康保険の被保険者が、この災害保険によつていわゆる公傷として受ける、こういう手続はもう開かれておる筈であります。ここにありませう。な事業場の總数、それから補償費の總額と出ておりますが、實際の健康保険による被保険者が大きな傷でない場合、ちよつとした病氣の場合、健康保険で、うるさいからというので、健康保険で受けておるといふ場合が非常に多いのです。現に國民健康保険じやありません。健康保険です。健康保険の方の連合会で経営しております病院を調査して見ても、この健康保険の方の施設が、労災保険によつてカバーすべきものをカバーしておるといふ事実が、これは非常に多いのであります。これは争えない事実であります。

○國務大臣(加藤勤十君) 第一、労災保険によれば、これは全く全部が労働者の権利として規定されたものでありますから、そこには労働者の何らの卑屈觀念を伴なわないのであります。健康保険の方は、全くの私病と申しますか、私の病氣でありまして、業務

上の問題とは關係のない問題でありますから、業務上の堂々たる権利を以て治療し得るものを、たとえそれが短期にしましても、面倒くさいから健康保険によつてやる、こういうようなことは私は事實問題として恐ろしくなると思ひます。どういふ具體的事実をお持ちか存じませんが、労働者の考え方の上からいつても、労災保険というものがあつて、そこでどんな一日の治療と雖も受けられまして、而もこの場合においては、この間までは一週間以内は成程届出等の手数が面倒なことになりましたが、今後はそういう点については、一週間であらうと何であらうと、一番最初の日から労災保険によつて交拂うと、こういうことになつておられますから、決してこの点は混淆しないと思ひます。

○山田節男君 今の大臣の御答弁であります。これはこの労災保険で扱つておる、これは責任を以てそういう回答ができますか。

○國務大臣(加藤勤十君) それはできません。

○山田節男君 了承しました。

○天田勝正君 これは衆議院の修正案についてでありますから、元來衆議院の方に質問すべきではないかと思ひますが、政府委員もこの衆議院の修正案に同調されて御了承されておる点からいまして、政府委員に質問するのであります。第三十六條第一項と、第三十九條の第二項を全部削除して參つておられますが、その第三十九條は、第一項におきましては証拠調をするのだという規定が規定されて、第二項でその証拠調の手続を規定してしております。その第二項は全部削

除する。このようになつて參つておりますが、政府原案におきましては、証拠調については民事訴訟法の規定を準用し、その費用については、詰りその費用だけを政令で定める、こういうことに本文がなつておるわけであります。第一項におきましては、証拠調をするという規定を置きまして、その調べの方法は民事訴訟法の規定を準用する、こういうことであつたのに、第二項を全部削りますと、一切を含めて政令に任せる、こういうことになつて参るわけでありまして、政府の方においてもこれは賛成であるというお話が過日ありましたが、かような重要な証拠調べをすべて政令に委任する、こういうことでありましては、相當法の精神を歪曲するのではないかと、かように私は考へるものであります。なぜ簡單に政府が同調されたか、その点ちよつとお伺ひいたしておきます。

○政府委員(江口見登喜君) 現在法律によりまして民事訴訟法の規定を準用するところのを、わざ／＼落して政令で決めるというのには不穩當ではないかというお話であつたと思ひますが、この問題は結局事務運用上の便宜の問題ではないかと考へております。従いまして外の社会保険、例えば厚生年金或いは健康保険におきましても、こういうような外の法律を準用するといふようなことは止めて、例えば労災保険關係の法令を、一括して見ればそれで分るというふうにするのが、最近の民主的な立法方法であるというように、強く關係方面でもあらゆる場合にそういう勧告を受けておる次第であります。只今申し上げたように、外の法律におきましても、そういうふうな改

が重複するかも知れませんが、この災害法の実際の適用部面におきまして、

健康保険の方は、全くの私病と申しま
するか、私の病氣でありまして、業務

第二項でその証拠調の手續きを規定いたしてあります。その第二項は全部削

て、只今申上げましたように、外の法律におきましても、そういうふうな改

○天田勝正君　ちよつと私の言葉が足りなかつたので、私の申上げたのは、政府原案は民事訴訟法とこういうふうになつておりますが、民事訴訟法の規定を準用するのが嫌ならば、局長がおつしやるように、この法律で一見して分るように、この法律に規定すべきではなからうか、ただ費用というやうな点だけを、要するに政令に任せるというところが大切ではなからうか、こういうふうに考へるけれども、その点如何かという質問であります。

○政府委員(江口見登留君)　お答えいたします。他の社会保険におきまして

いて討論に入りたいと存じます。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。尙念のために早上げますが、本案は衆議院修正が原案となっております。別に御意見もございませうか。ないようでありますから、それでは討論を終結いたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（原虎一君） それでは、これから採決に入ることいたします。労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに御賛成の方の御起立を願います。

出席者は左の通り。

委員長	原	虎一君
理事	堀	宋治君
委員	天田	勝正君
	千葉	信君
	山田	節男君
	荒井	八郎君
	川村	松助君
	平岡	市三君
	紅露	みつ君
	深川	タマエ君
	奥	むめお君
	竹下	豊次君

けで、健康保険や厚生年金保険におきましては、法律の中に書き込まれるように実はなつたのであります。実は災害保険におきましては、改正條項が今度には極めて簡單でありますし、それから現に委員会に關する規定も別にできておりますから、その委員会に關する規定の中に、そういう事項を織込んで行つたらそれでいいのじゃないか。若し民事訴訟法に關する規定を法律の中に入れますと、非常な長い條文になつて參りますので、而も労災保険法は

○委員長(原虎一君) 全員起立と認め
ます。つきましては、本案は可決と決
定いたしました。尙本会議におきます
委員長の口頭報告の内容は、本院規則
第百四條によつて、予め多數意見者の
承認を経なければならんことになつて
おります。これは委員長において、本
法案の内容、委員会における質疑應答
の要旨、討論の要旨及び表決の結果を
報告することとして、御承認を願うこ
とに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

委員外議員	中野重治君	堀井伊介君
國務大臣	岩間正男君	
	田中利勝君	
政府委員	加藤勘十君	
勞働大臣		
勞働事務官		
局長	江口見登留君	
職業安定局長	齋藤邦吉君	

まぜんに、証拠調べに關する事項を法律に入れますと、それだけで数十條という長文の法律になりますので、法律の体裁から申しても、事務的な点から申しても、政令に譲つていただたら、こういうふうに考えています。次第であります。

○委員長(原虎一君) 他に御質疑は、ございませんか。別に御質問もないようでございますから、まず労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に

と認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案を可とする方の順に御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

○委員長（原虎一君） 署名洩れはございませんが、ないものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時六分散会

六月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(第九十号)

〔予備審査のための付託は六月十一日〕

一、職業安定法の一部を改正する法律案(第九十一号)

〔予備審査のための付託は六月十六日〕



昭和二十三年八月十一日印刷

昭和二十三年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局